

未来技術活用によるコンテンツ創出支援金支給要綱

(通則)

第1条 未来技術活用によるコンテンツ創出支援金（以下「支援金」という。）の支給については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、メタバース（インターネット上に構築された仮想空間）や生成AI、XR（以下「メタバース等」という。）を活用した事業を行う際に必要な費用の一部を支援するものである。今後市場の拡大が予想されるメタバース等を活用した事業に、福岡市内（以下「市内」という。）クリエイティブ関連事業者が挑戦することで、新たなビジネス機会が創出され、市内クリエイティブ関連産業が活性化することを目的とするものである。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) クリエイティブ関連事業者

映像、ゲーム、音楽、ファッション及びデザインを主要事業とする事業者を意味する。

(支援事業)

第4条 支援金を支給する対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) メタバース等を活用し、事業拡大させることを目的とした事業であること。社内会議や研修等、企業内部などの限られた参加者での利用にとどまり、メタバース等を広く公開することをしない事業は対象外とする。
- (2) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした事業でないこと。
- (5) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした事業でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本支援金の支給が不相当と認められない事業であること。

(支援対象経費)

第5条 本事業の支援対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。ただし、次の号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 国や県その他の団体等による事業から、補助金・交付金・負担金その他

の金銭の給付を受けている経費

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、支援対象経費に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内でクリエイティブ福岡推進協議会会長（以下「会長」という。）が決定し、支給する。

2 前項の規定により算出した支援金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(支援事業者)

第7条 支援事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、支援事業者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 支援事業の運営について、暴力団や暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 市内に会社法上の本店があるクリエイティブ関連事業者又は令和8年2月27日までに市内において法人化をしている個人事業主であること。
- (4) その他、支援金の趣旨に照らして適当でないと会長が判断するものでないこと。

(応募受付期間)

第8条 支援の応募受付期間は、令和7年4月21日から令和7年5月30日までとする。

(支援金の支給の申請)

第9条 支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は第7条各号のいずれにも該当する者又はその団体の代表の地位を有する者でなければならず、第8条の応募期間内に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 支援金申請書（様式第1-1号）
- (2) 令和7年度の支出予算書（様式第1-2号）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 事業企画書
- (5) 事業を開始してから5年間の収支計画書
- (6) 運営体制図
- (7) 役員名簿（様式第3号）
- (8) （法人の場合）登記事項証明書（写し可）

- (9) (法人の場合) 定款、規約等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- 2 会長は、第1項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めた上で当該書類の是正又は補正を求めることができる。
- 3 支援金の申請は、1事業につき1件までとする。

(事業予定者の選考)

- 第10条 申請者が提出した書類とプレゼンテーションに基づき、会長が設置する審査委員会において審査を実施する。支援事業者については、審査に基づきクリエイティブ福岡推進協議会が決定する。
- 2 本事業の審査委員会は、未来技術活用によるコンテンツ創出支援金に必要とする事業の企画提案書及び審査会でのプレゼンテーションを審査することを目的として、審査委員会を設置する。なお、委員については会長が指名するもの。
 - 3 評価は、別表2の評価項目毎に審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。
 - 4 会長は、選考委員の報告を受け、事業者を決定するとともに、速やかに審査結果を申請者に通知するものとする。

(決定の通知)

- 第11条 会長は、前条に規定する申請があったときは選考を行い、支援金を支給すべきと認めたときは、支援金支給決定通知書(様式第5号)により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。
- 2 会長は、支援金を支給することが不適当と認めたときは、支援金不支給決定通知書(様式第6号)により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 支援事業者は、第11条1項の規定に基づく支給決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(支援事業の変更)

- 第13条 支援事業者は審査会実施後、事業の基本方針、概要や目的を変更してはならない。それ以外の経費の配分又は執行計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)を行う場合、あるいは支援事業を中止し、又は延期する場合は、あらかじめ会長に対して実施計画変更申請書(様式第7号)を提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する会長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業計画の細部の変更であって、支援目的の達成に支障を来することがなく、支援金支給決定の是非や支援金の額に影響を与えないと会長が認めるもの。
- 3 会長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めたときは、第6条又は第11条第1項の決定を変更することができる。
- 4 支援事業者は、支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(実施報告等)

第14条 支援事業者は、当該支援事業実施の日から30日以内に、事業実施報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第9号)
- (2) 支援対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等

(支援金の額の確定等)

第15条 会長は、前条に規定する実施報告等を受けた場合においては、報告書等の書類審査により、その報告に係る支援事業の成果が支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを事業実施調査確認書(様式第10号)により調査確認し、適合すると認めたときは、支給すべき支援金の額を確定し、支援金確定通知書(様式第11号)により支援事業者に通知しなければならない。

(支援金の支給の時期)

第16条 支援金は、前条の規定により確定した額を支援事業の実施後に支給するものとする。

- 2 支援事業者は、前条の規定による支援金確定通知書を受領したときは、会長が定める期日までに、支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による支援金請求書兼口座振込依頼書が支援事業者より提出されたときは、その内容を審査確認のうえ、支援事業者に対して支援金の支給を行わなければならない。

(決定の取消し)

第17条 会長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第6条又は第11条第1項による決定の全部又は一部を取り消すことがで

きる。

- (1) 支援事業が第4条に該当しないことが判明したとき
 - (2) 支援事業者が支援金の支給申請時において第7条に該当していないことが判明したとき
 - (3) 申請書類、あるいは実施報告等の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (4) 支援事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき
 - (5) 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき
 - (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
 - (7) 支援事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、支援金の支給が不適当と会長が認めるとき
- 2 前項の規定は、第15条の規定に基づき支給すべき支援金の額が確定した後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、支援事業を実施しないことが適当であると認めたときは、第6条又は第11条第1項による決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、第1項又は前項の規定に基づき取消しを決定したときは、支援金支給決定取消通知書（様式第13号）により支援事業者に通知しなければならない。
- 5 会長は、支援事業者が第1項第5号から第7号までに該当する場合、当該支援事業者の名称及びその内容を公表することができる。

（支援金の返還）

- 第18条 会長は、前条第1項又は第20条第3項の規定に基づき支援金の支給決定を取り消した場合において、支援事業者に対して既に支給した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を請求しなければならない。
- 2 会長は、支援事業者に対して支援金の返還を請求するときは、支援金返還通知書（様式第14号）により、返還金額、返還理由及び返還期日を支援事業者に通知しなければならない。

（加算金及び延滞金）

- 第19条 支援事業者は、前条の規定により支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をクリエイティブ福岡推進協議会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定の適用については、当該支援金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を請求された額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を請求された額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支援

事業者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする

- 4 支援事業者が支援金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和 32 年福岡市条例第 12 号）第 4 条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 会長は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（暴力団の排除）

第 20 条 会長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を支給しないものとする。
 - (1) 役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (2) 役員のうち暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- 3 会長は、支援事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、支援事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は支援事業者に対し、当該申請者又は支援事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（書類の保存）

第 21 条 支援事業者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を当該支援事業開始時から 5 年間保管しなければならない。

（届出の義務）

第 22 条 支援事業者は、商号もしくは名称又は本店、主たる営業所もしくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく支援金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

支援対象経費	概要
1 メタバース等の企画・開発にかかる費用	・人件費、機械等購入費
2 メタバース等の保守・運用にかかる費用	・サーバー費用
3 その他事業を実施するにあたり、必要な経費	・広報経費 等

※旅費、宿泊費は支援対象外とする。

※人件費は従業員または委託事業者に支払う給与等が該当する。

役員報酬や役員退職金等は対象外とする。

別表第2（第10条関係）

評価項目
1 事業内容に関する評価 ① クリエイティブ性 新しく独創的なアイデアがあり、魅力的で面白い事業内容になっているか。 ② ビジネス展開 事業拡大や販路拡大が見込まれ、着実に収益に繋がるような事業となっているか。また、事業の認知度を高める工夫がなされているか。
2 メタバース等に関する評価 ① メタバース等の技術に関する評価 コンテンツの質が優れているか。また、安全管理やセキュリティ対策がなされているか。
3 実現可能性に関する評価 ① 実施主体に関する評価 事業実施に必要な人員・組織体制が整っているか。また、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有しているか。 ② 事業に関する評価 事業の目的・内容が具体的であるか。事業化に至るまでの収支計画及びスケジュールが具体的であり、妥当なものか。
4 その他加点に関する評価 ① 上記項目以外において、エンターテインメント都市としてのブランディングへの寄与、福岡のクリエイティブ関連産業の振興等に資する提案がなされているか。